

## 青森県教育委員会第775回定例会会議録

期 日 平成25年8月7日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

### 議事目録

- 議案第1号 県無形民俗文化財の指定及び県重宝の指定解除について・・・原案決定
- 議案第2号 学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第3号 学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- そ の 他 縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取組状況について
- そ の 他 職員の懲戒処分状況

平成25年8月7日（水）

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後1時50分
- ・出席者の氏名  
鈴木秀和、島康子、清野暢邦、豊川好司、町田直子、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職  
佐藤教育次長、中村教育次長、奈良参事、岡田参事、教育政策・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康各課長
- ・会議録署名委員  
島委員、町田委員
- ・書記  
大館利章、村上健

## 会 議

### 議 事

#### 議案第 1 号 県無形民俗文化財の指定及び県重宝の指定解除について

(岡田参事)

平成 25 年 7 月 15 日に開催された青森県文化財保護審議会において、「<sup>あじがさわしらはちまんぐう</sup>鱒ヶ沢白八幡宮の<sup>たいさいぎょうじ</sup>大祭行事」を県無形民俗文化財に指定し、「<sup>めいむ つ だいじょう たちばなもりむね</sup>日本刀 銘陸奥大掾橘盛宗」の県重宝の指定を解除することが適当であるとの答申があったため、提案するものである。

まず、「鱒ヶ沢白八幡宮の大祭行事」についてであるが、神輿行列に人形山車が続いて運行する津軽地方で唯一行われている祭礼で、本県の生活文化の変遷を示す行事であることから県無形民俗文化財として指定し、永く保護すべきものと考えている。

次に、「日本刀 銘陸奥大掾橘盛宗」についてであるが、貴重な作品であることから昭和 39 年 3 月 21 日に県重宝に指定されたものであるが、平成 25 年 5 月 30 日付け文化庁からの通知文書によりドイツ連邦共和国へ輸出されることが判明したため、青森県文化財保護条例の規定により、指定を解除するものである。

(清野委員)

県無形民俗文化財、県重宝に指定、解除されることにより、何が変わるのか。

(岡田参事)

県文化財に指定されることによって、広く県民にその価値が周知されることになり、保存、活用及び情報発信が図られる。また、補助金を活用した保護措置が可能になり、適切な保護・活用が期待できる。また、条例等により、原状変更制限が設けられるため、状態の維持・保全が確実に図られる。また、文化財保護指導員による文化財パトロールの対象となり、保護体制の強化が図られる。

また、指定解除になった場合は、文化財としての価値を失うものではないものの、県文化財として認められなくなるため、十分な保護措置がとられなくなる懸念があり、別の保護措置が必要になってくる。

(鈴木委員長)

他に何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第 1 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第1号は原案どおり決定する。

議案第2号 学校職員の人事について  
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第3号 学校職員の人事について  
(非公開の会議に付き記録別途)

その他 縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取組状況について

(岡田参事)

7月24日、青森県、北海道、岩手県及び秋田県並びに関係自治体では、国からユネスコへ提出する世界遺産登録推薦書の基となる「北海道・北東北の縄文遺跡群」の推薦書原案を、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部長である三村青森県知事より青柳文化庁長官へ提出した。

今回提出した推薦書原案は、ユネスコへの推薦候補を決定するための文化審議会の審議資料となるものである。

この推薦書原案は、紀元前約13,000年前からおよそ1万年間にわたり日本列島で成立・発展した縄文文化を具体的に示した、特別史跡や史跡からなる4道県の18遺跡で構成されている。

これらの遺跡群は、人類が狩猟・採集・漁労を生活の基盤として定住を達成するとともに、縄文時代の約1万年間に見られた劇的な気候変動や環境変化にも適応し、自然と共生した事を示す、世界に類例のない、「顕著で普遍的な価値」を有する資産であるとしている。

なお、縄文遺跡群の持つ「顕著で普遍的な価値」については、先月、盛岡市で開催した国際会議においても、海外専門家から高い評価を頂いている。

今後のスケジュールであるが、8月中に「文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会」で審議され、その後、「世界遺産条約関係省庁連絡会議」で次期推薦候補が決定されることになる。

4道県としては、縄文遺跡群の持つ「顕著で普遍的な価値」が認められ、推薦候補になるための作業を継続するとともに、縄文遺跡の持つ価値を国内外に広く情報発信し、世界遺産登録に向けて全力で取組むこととしている。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取組状況については了解した。

## その他 職員の懲戒処分の状況

(田村教職員課長)

教育委員会が7月に行った職員に対する懲戒処分について、ご説明する。

この事案については、前回の定例会において御審議いただいたもので、処分後、速やかに公表したものである。

事案1については、上北地域の市部以外の小学校に勤務する事務職員が、十和田市の小学校に勤務していた当時、就学援助費及び就学奨励費合計13万3、431円を横領していたもので、免職の懲戒処分を行ったものである。また、事案2から事案4については、事案1に係る監督責任として、当時の管理職であった校長及び教頭に対し減給の懲戒処分を行ったものである。

(清野委員)

事案1について、業務上横領罪という犯罪が行われたことが明らかになったが、告訴は考えていないのか。

(田村教職員課長)

この事案については、告訴権者は十和田市教育委員会となる。十和田市教育委員会では、被処分者が全額返済していること、また、懲戒免職という十分な制裁を受けていること、それから、告訴した場合、警察の捜査が学校に及び、児童や教職員の動揺が大きくなり、学校教育活動に支障が生じるおそれがあることから、告訴は行わない方針であると聞いている。

(清野委員)

前例に倣っているということか。告訴した事例もあったと記憶しているが、横領金額によって判断しているのか。警察の捜査が学校に及び、児童や教職員の動揺が大きくなるから告訴しないというのはどういうことか。

(田村教職員課長)

告訴するかどうかは告訴権者の判断になる。前例については、私の記憶では告訴したという事例はない。

(清野委員)

市町村の教育委員会の管轄なので、県教育委員会では関与できないということか。

(田村教職員課長)

そのとおりである。

なお、先程の最後の質問については、授業をしている際に警察の捜査が入ることによって、児童生徒に影響を与えることも考えられるし、教職員としても影響を受ける可能性があるため告訴は行わない方針であると十和田市教育委員会からは聞いている。

(鈴木委員長)

清野委員、これでよろしいか。

(清野委員)

我々は関与できない立場であるということであれば良い。

(鈴木委員長)

他に何か質問、意見はあるか。

なければ、職員の懲戒処分の状況については了解した。